

大阪市立加美北小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、豊かな心を持ち、自ら考え、正しく判断できる子どもを育てるために、大阪市立加美北小学校「いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 人権尊重の精神を基盤とした教育活動を通して、いじめを許さない雰囲気为学校全体に醸成する。
- ② 「いじめは、どの子にも起こりうる。どの子も被害者にも加害者にもなりうる。」ととらえ、すべての子どもについて、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ③ より多くの大人が子供の悩みや訴えを受け止められるよう、学校と家庭、地域が連携する。
- ④ いじめを認知した場合は、早期解決に向けて迅速かつ組織的に対応する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① すべての児童が活躍し、わかる喜びを味わえる授業づくりを進めていく。
- ② 学習規律の確立や集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③ 研修会や授業研究会等を通じて、指導力の向上に努める

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 一人一人が活躍することができる活動を通して、周囲から認められ、役に立っているという場や機会を増やす。
- ② 友だちや教職員との関わりを深め、人と人とのつながりを実感できる集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③ 一人一人を大切な存在として認め、良さを見つけて誉めるなかで、自信をもつことができるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳教育を充実させ、互いに尊重し合える集団づくりをすすめる。
- ② あらゆる教育活動を通じて、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ③ いじめの構造を認識し、「傍観者」もいじめに加担していることを理解できるようにする。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 些細な変化に気づくことができるよう児童観察に努める。
- ② 養護教諭や他の教職員と連携を密にし、いじめに関する情報を収集、共有する。
- ③ 学期に1回「いじめアンケート」調査を実施、活用するとともに、必要に応じて教育相談をおこない、いじめの解消に努める。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ⑤ 大阪市子ども相談センター等、外部機関との連携をすすめる。
- ⑥ いじめに関する相談窓口を周知する。
- ⑦ 毎月1回の生活指導全体会（校内いじめ対策委員会）で気になる児童や配慮を要する児童について情報交換をおこなう。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 校内に「いじめ対策委員会（校内委員会）」を設置し、全教職員が連携、情報を共有して、問題解決に取り組む。
- ② いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、管理職および「いじめ対策委員会」へ報告する。
- ③ 事実確認を行い、被害児童の安全・安心の確保とケアを優先し、加害児童への聞き取りと指導に努める。

7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- (1) 大阪市教育委員会へ速やかに報告をする。
- (2) 学校の対応として、隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化を徹底する。
- (3) 調査組織の設置や事実関係の明確化を図る。
- (4) 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。（個人情報への配慮）

※ いじめ発見の際の流れ（例）

